

事 務 連 絡  
平成29年11月21日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省健康局健康課  
厚生労働省健康局結核感染症課

季節性インフルエンザワクチンの流通促進等について(協力依頼)

今冬のインフルエンザシーズンに係る季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の供給については、「季節性インフルエンザワクチンの供給について」（平成29年9月15日医政経発0915第1号、健健発0915第2号、健感発0915第6号厚生労働省医政局経済課長、健康局健康課長、健康局結核感染症課長連名通知。以下「通知」という。）及び「季節性インフルエンザワクチンの定期の予防接種における接種時期等について」（平成29年11月6日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡。以下「前事務連絡」という。）において周知等したところです。

現在、ワクチンは順次供給され、医療機関等に納入されていると推定されますが、前事務連絡の別添に示したとおり、今後12月中旬頃にかけて、ワクチンの累積供給予定量と医療機関の需要予測が近接する期間の発生が予測されます。

つきましては、ワクチンの円滑な流通及び効率的な活用に資するため、通知に示した安定供給対策に加えて下記の事項について、貴会会員に対して周知及び協力の要請をしていただくとともに、引き続き、ワクチンの安定供給についてご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、一般社団法人日本ワクチン産業協会にも事務連絡を送付したことを申し添えます。

記

1. 卸売販売業者（いわゆる販売会社（製造販売業者から直接ワクチンの販売等がなされ、他の卸売販売業者へ販売等する卸売販売業者をいう。以下同じ。）を含む。）は、特にワクチンの累積供給予定量と医療機関の需要予測の近接が予測される期間において、ワクチンの偏在等が生じないように留意した上で、当該業者として保有する在庫（既に販売先が決定しているが、現に販売先に納入されていない在庫を含む。）を可能な限り低減し、ワクチンを必要とす

る医療機関等に迅速かつ適切に納入できるよう努めること。

2. 卸売販売業者は、通知の記2（6）ウ及び同（9）に示した取り組みを継続するとともに、地域間又は医療機関間においてワクチンの偏在等が疑われる場合には、重点的にその解消に努めること。また、品切れ等により医療機関等からの注文（返品を前提とした注文等不適切なものを除く。）に応じられないような場合にあっては、近隣の卸売販売業者に対しワクチンの相互融通を求めるなど相互に連絡を密にし、安定的かつ効率的なワクチンの供給に努めること。
3. 厚生労働省は、ワクチンの製造販売業者及びいわゆる販売会社に対し、ワクチンの円滑な流通に資するよう、通知の記2（5）に基づき、卸売販売業者（いわゆる販売会社を除く。）に対し、今後のワクチンの納入時期等について正確な情報提供を行うよう引き続き努めることを依頼していること。